# 令和2年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業 (I 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業) 事業内容報告書の概要

## 令和2年度に実施した取組の内容及び成果と課題

- 1. 事業の実施体制(運営協議会・連絡協議会の構成員等)
- •岩美町立岩美中学校(拠点校)
- •岩美町教育委員会
- •公益財団法人鳥取県国際交流財団
- 2. 具体の取組内容 ※取り組んだ実施事項(1)~(13)について、それぞれ記入すること (2)拠点校の設置等による指導体制の構築
  - ・日本語指導員を岩美町教育委員会から生徒が在籍する学校へ派遣した。
  - ・岩美町教育委員会、学校、指導員の三者で連携・協議を行い指導方針の確認、課題の共有を行った。
  - ・岩美町教育委員会の担当者と学校教員1名が連携し協議の場を年4回程度設けた。

#### <年間の取組>

4月 指導員の選定・派遣

5月 第1回協議 年間指導方針の協議・実施内容の協議

7月 第2回協議 1学期指導成果の確認・反省

長期休暇中・2学期の指導方針の協議

11月 第3回協議 2学期指導成果の確認・反省

3学期の指導方針の協議

2月 第4回協議 3学期指導成果の確認・反省

年間を通しての指導の評価

次年度へ向けて指導方針の協議

随時協議 指導対象生徒の学習の進捗、学校環境への適応状況に応じ協議

- ・R3(2021)年まで指導が必要な児童等に対して「特別の教育課程」による指導が実施可能となるよう、指導 員の派遣を行った。
- ・「特別の教育課程」の作成と実施

※向こう2カ年を、見据えた域内における「指導員派遣のイメージ」

- R2 対象生徒 1名 指導員数 2名(日本語指導1名、学習指導1名)
- R3 对象生徒 1名 指導員数 2名(日本語指導1名、学習指導1名)
- (4) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施
  - ・5月 生徒の課題の把握と日本語指導の実施について協議
  - •7月 1学期指導内容の反省及び、長期休業・2学期の指導内容を打合せ
  - ・11月 2学期指導内容の反省及び、3学期の指導内容を打合せ
  - ・2月 年間指導の評価及び、次年度へ向けての課題の共有と教育課程の作成 協議内容等について
  - ・取り出し指導による個別の日本語学習
  - ・教科ごとの日本語理解度の進捗状況
  - ・友達関係、部活動等におけるコミュニケーション状況の把握

・家庭環境における家族との関わり、心のケア

#### (12)成果の普及

- ・町内において、日本語指導が必要な児童生徒を受け入れる際の手順や指導体制構築について共有した。
- ・本事業を活用した取組について、鳥取県帰国・外国人児童生徒等への支援に係る研修会で他の自治体と共有した。
- (5)学力保障•進路指導
- ・教科ごとに学習状況を把握し、生徒に応じた学習指導を実施した。
- ・生徒の日本語習得状況や学習状況及び、進路に関する情報を保護者にも提供し、個に寄り添った進路 指導を行った。(11月、担任・保護者・生徒の3者面談)
- ・取り出し指導による個別対応の実施、担任と教科担任の情報共有、指導ファイルの作成。
- (6)日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣。
  - ・国際交流財団と連携し、母国語のわかる支援員を配置し、初期の日本語指導、学校生活への適応などを支援した。
  - ・令和2年度については、日本語指導員1名、学習指導員1名の派遣。
- 3. 成果と課題 ※取り組んだ実施事項(1)~(13)について、それぞれ記入すること
- (2)拠点校の設置等による指導体制の構築
  - ・校内指導体制を整備し、日本語指導が必要な生徒等が取出し授業による各教科等の指導を受けることができた。
  - ・町内の他の学校において、日本語支援が必要な児童生徒の受入れが必要な際に参考になるよう、 本年度の取組を基に、日本語指導が必要な児童生徒の受入の手順を整理した。
  - ・英語、中国語以外の言語に応じた指導の手順等を確立する。
- (4) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施
  - ・個々の生徒の日本語の能力や学校生活への適応状況を含めた、生活・学習の状況、学習への姿勢・ 態度等の多面的な把握に基づき、指導の目標及び指導内容を明確にした「個別の指導計画」を作成する ことができた。
  - ・個別の指導計画に基づいた日本語指導等の実施、定期的な見直しを行うことで、対象生徒の日本語力 向上やクラスメイトとの関わりの充実を図った。
  - ・将来、母国と日本国の文化等をつなぐ懸け橋となり得る人材の育成を行う。

### (12)成果の普及

- ・他校において、日本語指導が必要な児童生徒を受け入れる際にも参考になるモデルとなり、相談等に 応じることができた。
- ・本事業にこれから取組む自治体へのアドバイスや情報共有ができた。
- ・町HPを活用し、地域のみでなく、全国的にも成果を発信する。
- (5)学力保障•進路指導
  - ・希望する進路の選択ができるよう、学力を育成することができた。
  - ・保護者への丁寧な情報提供を行うことで、個に応じた進路選択ができた。
  - ・取り出し指導により学力不足の補てん、またどんな学校に進んでみたいか、将来にどのように繋げて 行くか等のきめ細やかな指導ができた。
  - ・教科ごとの理解度の差異を少なくする。
  - ・日本語学習支援ばかりではなく、家庭環境を含めた心のケアも必要である。
  - ・日本で生活し、安定した学習に取り組むためには、学習支援ばかりではなく、家庭環境の充実も大きな要素となる。家庭で起こる問題にも対処できるよう家庭環境も含めた心のケアを充実させ、保護者との連携や信頼関係を深める必要がある。

- (6)日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣
  - ・母国語のわかる指導員による効率のよい学習支援ができた。
  - ・必要に応じて通訳を配置することによる、学校・保護者間のコミュニケーションの円滑化が図られた。
  - ・講師の先生の安定した確保が求められる。

日本語指導が必要な児童生徒 のうち、特別の教育課程で指導 を受けた児童生徒の割合	小学校	中学校	義務教育 学校	高等学校	中等教育 学校	特別支援 学校
	%	100%	%	%	%	%
うち、個別の指導計画の指導目標が達成できた児童生徒の割合	%	100%	%	%	%	%

4. その他(今後の取組予定等)

来年度においても1名の生徒を対象として、引き続き本事業を実施する。

※枠は適宜広げること。(複数ページになっても差し支えない) 成果物等があれば別途提出すること。